

議員提出議案第 10 号

住民票の除票及び戸籍の附票の除票の保存期間の延長を求める意見書

上記の議案を提出する。

平成 30 年 12 月 14 日

提出者 立川市議会議員 木 原 宏
伊藤大輔
瀬 順弘
江口元気
山本みちよ
若木早苗
須崎八朗

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 112 条の規定による。

住民票の除票及び戸籍の附票の除票の保存期間の延長を求める意見書

平成 29 年 6 月、民間有識者でつくる「所有者不明土地問題研究会」は、平成 28 年時点で所有者を特定できない土地が全国で九州本島並みの約 410 万ヘクタールに及び、このまま推移すると 2040 年には北海道本島並みの約 720 万ヘクタールに達するとの試算を公表した。

今後、相続登記がなされずに実際の所有者が把握できない土地はさらに増えるの見込まれており、このような所有者不明土地による経済損失額は 2040 年までに約 6 兆円規模に上ると試算されている。

政府は、本年の通常国会において、「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」を成立させ、土地の所有者探索を合理化する仕組みと、所有者不明土地を適切に管理する仕組みを創設した。また、本年 6 月に策定された「所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針」や「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）2018」では、住民票の除票等の保存期間延長について検討すべきとされている。

不動産登記簿では所有者の特定は住所と氏名のみでなされるため、住民票の情報が最も重要である。しかしながら、住民票の除票及び戸籍の附票の除票については、5 年を超えた保存は法的に義務付けられておらず、核家族化や単身独居化が進んでいる現在、5 年の保存では転居履歴を十分に追えず、土地等の所有者が不明になってしまう。

よって、立川市議会は、国会及び政府に対し、住民票の除票等の保存期間を延長することで、所有者不明土地だけでなく、空き家問題における所有者の特定が一層容易となるよう、下記事項の実現を強く求めるものである。

記

- 1 住民基本台帳法施行令第 34 条第 1 項に定める住民票の除票及び戸籍の附票の除票の保存期間を、情報の漏えいや不正使用を防ぐための対策を行い、現行の 5 年から 150 年程度に延長すること。
- 2 住民基本台帳法施行令改正までの期間、各自治体において除票等の廃棄が進行しないよう、廃棄作業を当面凍結するよう各自治体に通達すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 30 年 12 月 18 日

立川市議会
議長 佐藤 寿宏